*本通知はメールアドレスを登録している会員へメール配信、メールアドレス未登録会員に FAX しています。 *送信コスト削減のため、A4 紙 2 枚の場合は、B4 紙 1 枚に縮小してお送りします。事務所にてファイリングの際は必要に応じ A 版に修正してご利用下さい。

平成30年1月15日

会 員 各 位 法律事務職員 各位

神奈川県弁護士会 会長 延命 政之

横浜地方裁判所本庁舎への入庁時の所持品検査の実施について

目頃より、当会会務に多大なご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、平成30年3月1日(木)から横浜地方裁判所本庁舎において、来庁者の安全確保のため、入庁時に ゲート式の金属探知機と開披による所持品検査を実施することとなりました。

運用、注意点等につきましては、以下の通りとなりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

記

- ①平成30年3月1日(木)から横浜地方裁判所本庁舎への入庁時に所持品検査が実施されます。
- ②来庁者には、ゲート式の金属探知機と開披による所持品検査が行われます(東京地方裁判所のような X 線検査は行いません)。また、特に記名などは求められません。
- ③但し、弁護士及び法律事務所事務職員については、弁護士記章又は日弁連発行の身分証明書、当会発行の事務職員身分証明書を提示することで、所持品検査を行わずに入庁が可能となります。そこで、入庁時には必ず記章又は身分証明書を携帯していただき、入口でご提示ください。
- ④もし、携帯していない場合は、市民と同じく所持品検査を受けていただくことで入庁できます。
- ⑤また、入庁時所持品検査実施に伴い、現在入退庁の際に利用している「みなと大通り」側の出入口は閉鎖され、「日本大通り」側の出入口のみとなります(「みなと大通り」側の駐車場は今まで通り利用できます)。
- ⑥これは、出入口に所持品検査ルート、弁護士等入庁ルート、退庁者ルートの3ルートを用意するため、物理 的に「みなと大通り」側の出入口では狭く利用できないためとのことです。
- ⑦午前10時と午後1時の開廷時には、来庁者が集中し、多少渋滞が見込まれます。時間に余裕を持ってご来 庁ください。
- ⑧なお、今回の所持品検査は横浜地方裁判所本庁舎のみの実施です。

横浜地方裁判所HP (入庁時の所持品検査の実施について)

http://www.courts.go.jp/yokohama/about/osirase/shojihin-kensa/index.html

日弁連発行の身分証明書及び当会発行の法律事務所事務職員身分証明書の発行につきましては、当会会員用ホームページをご覧いただくか、総務会計課総務係にお問合せください。

以上

入庁時の所持品検査の実施等について (お知らせ)

横浜地方裁判所

横浜地方裁判所,横浜簡易裁判所,横浜第一検察審査会,横浜第二検察審査会及び横浜第三検察審査会の庁舎(以下「本庁舎」といいます。)においては、来庁者の皆様の安全確保のため、平成30年3月1日から、入庁時にゲート式の金属探知機等を用いた所持品検査を実施することとなりました。また、これに伴い、現在入退庁の際に御利用いただいている出入口のうち「みなと大通り」側の出入口を閉鎖するため、本庁舎の出入口は「日本大通り」側の出入口のみとなります。

つきましては、本庁舎を御利用の際には、お時間に余裕を持ってお越しいただきますようお願いいたします。

なお、「みなと大通り」側の駐車場については、これまでどおり御利用いただくことができますが、入庁される際に「日本大通り」側の出入口を御利用いただくこととなります(下図の点線を御参照ください。なお、駐車場の台数に限りがございますので、できる限り公共交通機関を御利用ください。)。

本庁舎を御利用される皆様には、大変御不便をお掛けし申し訳ありませんが、御理解、 御協力いただきますようお願い申し上げます。

